

◎二十五番（宮本しづえ君）日本共産党の宮本しづえです。共産党県議団を代表して質問します。

今月十四日、東電は第二原発廃炉の方向で検討することを明言しました。原発ゼロが福島で初めて実現しようとしています。一方、安倍政権は国会を一カ月も延長して、国民が反対する働き方改革やカジノ法案を強行する一方で森友、加計疑惑にはふたをする、福島の原発事故の反省もなく原発を推進するなど、国民の願いをことごとく踏みにじる政治の暴走に国民からは安倍政権の退陣を求める声が大きく広がっています。

本県では、ことし四月に福島民報社とFＴVが共同で行った世論調査で安倍内閣支持率は二四・四％と全国を大きく下回っています。内堀知事は、今議会の冒頭で次期知事選への出馬意思を表明しましたが、原発固執の安倍政権といかに対峙し、県民の復興に取り組むのが改めて問われているのではないのでしょうか。この観点から以下質問いたします。

福島第二原発の廃炉については、県議会を初め県内全ての市町村議会が決議や意見書を上げ、県内の自治体や経済団体、私たち共産党も加わる福島県復興共同センター等の市民団体などが繰り返し国と東電への要請活動を展開、粘り強い県民運動が東電を動かしてきた結果です。県民からは、安堵感とともに、なぜ今まで決断しなかったのか、廃炉の検討は遅過ぎるという声が上がっています。

昨年三月末までに避難指示が解除された区域の帰還率が二割にとどまっているのは、第二の廃炉が決まらなかったことが大きな要因です。しかし、原発を推進する安倍政権は、全国の原発再稼働や輸出の推進、原発をベースロード電源とするエネルギー基本計画等、日本の財界、電力資本の要求に応え、福島の事故も被害も終わらせようとする被災県民切り捨てを進めてきたのです。

ことしになって、福島第二原発の廃炉をめぐり、東電や経団連の会長から福島県民を愚弄する新たな逆流も生まれました。しかし、知事は福島第二原発の廃炉は求めても、他県の原発には口を挟まないとして、安倍政権と正面から対峙する姿勢は見られませんでした。国の原発推進政策に対して知事が正面から対峙してこなかったことが福島第二原発廃炉の表明がおくれた原因と考えますが、知事の見解を伺います。

県民は、いつ東電が正式に廃炉表明するのか、そのための課題解決にいかに取り組むのかに注目しています。東電が福島第二の廃炉に本気で取り組むためには、人的体制強化も必要であり、柏崎刈羽の再稼働は論外です。しかも、柏崎刈羽原発は昨年末に規制委員会が再稼働を許可した二カ月後に重要施設で地盤の液状化が明らかとなり、対策の補強工事を行う方針を発表したのです。識者からは、許可を取り消すべきとの指摘も出されています。この状況からも、福島第二原発の廃炉を実現するため、柏崎刈羽原発の再稼働を中止し、県内原発の事故収束と廃炉に集中するよう求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

国は五月十六日、原子力をベースロード電源に位置づけ、二〇三〇年時の電源構成二〇から二二％を維持するエネルギー基本計画案を発表しました。この計画達成のためには、現在新規制基準に合格し一旦稼働した原発九基を初め、運転開始から四十年が経過した危険な老朽原発を含め三十基程度の原発の再稼働が前提となります。また、温暖化に逆行する石炭火力も同率で維持する問題もあります。

今国会には、野党四党による原発ゼロ、再生可能エネルギー推進法案が提出されました。日本共産党はその実現に全力を挙げる決意です。

原発や石炭火力発電をベースロード電源とするエネルギー基本計画案の見直しを国に求めるべきです。県の考えを伺います。

知事が就任した翌年五月には、自民、公明与党は第五次提言で二〇一七年三月末までに帰還困難区域を除き避難指示を解除、その一年後には精神的賠償を打ち切るとした提案は安倍政権の方針として実施されました。避難指示の解除と賠償の打ち切りがセットにされたのです。

この国の方針には、避難住民からは激しい反発が起きました。福島県は国の方針を容認、昨年三月末には帰還困難区域以外は全ての避難が解除され、ことしの三月末で精神的賠償も打ち切られてしまいました。

国は避難解除が復興の第一歩と言ってきましたが、帰還した避難者は二割にとどまり、多くの避難者が戻れない実態は、国の方針が避難者の要求にかみ合っていないことを示しています。

避難者が戻らない状況に加えて、福島を離れる県民も増加し、県の人口は百九十万人を割り込み、国勢調査の人口減少率は全国二位となり、深刻な少子高齢化、人口減少に直面、全国に先駆けて本格的な対策が求められています。

県は避難地域復興の名で国と一体に福島イノベーション・コースト構想や拠点施設整備に多額の税金をつぎ込み、大企業呼び込み型事業、建設関連ハード事業に大部分の予算を充ててきましたが、これが本当に復興につながるのか疑問との声も上がっています。一方、生活、なりわいを支える人間の復興に関する予算は後景に追いやられ、加えて国の社会保障改悪が県民の生活悪化に拍車をかけています。

県は今こそ、復興ビジョンで掲げたスローガン、すなわち全国一子育てしやすい県、全国に誇れる健康長寿の県、原発に依存しない社会の実現、再生可能エネルギー先駆けの地を目指すことを柱とする県民の暮らしとなりわいの復興に本気で取り組むべきです。国と一体で進めてきた福島イノベーション・コースト構想を見直し、県の復興ビジョンで掲げた理念に立ち

返るべきと考えます。県の見解を伺います。

規制庁はことし三月、県内に約三千万カ所設置されているリアルタイム線量計のうち八割に当たる二千四百カ所を撤去する方針を明らかにしました。放射線量は下がった、維持管理には年間三億六千万円の費用がかかるとの理由です。

国は県内の首長に意見を求めましたが、どの自治体からも除染した土壌がまだ中間貯蔵施設に搬出されないもとでは認められない、時期尚早との意見が大勢を占め、県民からも納得できないと、県や市町村に存続を求める要望が相次いでいるのです。

私の地元、福島市では、三百七十二カ所のうち二カ所しか残らないといえます。福島市がことし二月に測定した五百メートルメッシュの空間放射線量率の平均値は、市内全域が〇・一七マイクロシーベルト、線量の高い大波地区は〇・三二でした。私の住む渡利地区は平均〇・二四で、〇・二三を超えた地点は観測地点総数の三四％を占めました。市は昨年度からフォローアップ除染に取り組んでおり、除染を必要とする地表一センチで一マイクロシーベルトを越す箇所は二千五百を超えています。

国は本日只見町を皮切りに住民説明会を予定しています。西郷村は住民の存続要望がないと撤去をいち早く認める方針でしたが、村議会が全会一致で撤去中止を求める意見書を出したのを受けて、国に撤去見合わせを要請しました。国と自治体には、住民に寄り添い、丁寧な対応が求められています。リアルタイム線量測定システム、いわゆるモニタリングポストの撤去を行うべきではないと思いますが、県の考えを伺います。

国は、原子力施設から発生する廃棄物の再生利用について、原子炉等規制法に基づく放射性物質のクリアランス基準を決めています。原子力施設から発生する廃棄物の再利用可能な放射性セシウムの基準を伺います。

原子炉等規制法に基づくクリアランス基準と単純には比較できないものの、国は除染で出た土壌のうち八千ベクレル以下は再生利用を進めるとの方針のもと、再生資源化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方を定めて実証事業を行っており、地域住民からは納得できないとの意見が上がっています。八千ベクレル以下の除去土壌を再生利用の対象とする考え方を国が示していることについて、県の考えを伺います。

環境省は除去土壌を再生利用するための実証事業を県内の三カ所で計画、既に南相馬市小高区では撤去を前提に実証事業が始まり、飯舘村長泥地区は実証事業の受け入れが特定復興再生拠点区域指定の条件とされ、住民は苦渋の選択で受け入れを決めたと報道されました。

一方、二本松市原セ地区では、わずか二百メートルの市道に三億五千万円もの巨費を投じ、除去土壌を路盤材に使う実証事業に対して、なぜ一旦除染したものを再利用するのか、除染土壌は中間貯蔵施設に全量搬入する約束ではないかという激しい怒りと反対の声が上がり、既に五千人もの反対署名が国に提出されています。

付近で飼料用米を生産する組合は、取引業者から「そういうところの餌は取引できなくなるかもしれない。」と言われるなど、既に始まる前から風評被害が起きています。この実証事業が今後全県、全国での再利用につながるの懸念も出されています。二本松市における実証事業を含め、除去土壌の再生利用を行わないよう国に求めるべきと思います。県の考えを伺います。

国は五月から避難者の実態調査を始めましたが、ここには避難指示区域外からの避難者、いわゆる自主避難者は含まれていません。県も自主避難者を含めるよう求め、吉野復興大臣も自主避難者の実態把握が必要と答弁しましたが、この大臣答弁すら無視して自主避難者を切り捨てるのが国のや

り方です。改めて避難指示区域外からの避難者を含めた避難者の実態調査を国に求めるとともに、県独自の実態調査を行うべきです。県の考えを伺います。

新潟県事故検証委員会がまとめた避難に係る生活と健康への影響調査結果は、精神的健康問題を重視し、別冊の報告書も作成しました。それによると、避難者が家族や社会からの孤立感を深めており、適切な支援が必要だと指摘しています。県はこの指摘を重く受けとめ、県外避難者の精神的不安に対応できる相談体制を避難区域内外を問わず対象としてつくるべきです。

そこで、県は県外避難者の心のケアの充実にどのように取り組んでいくのか伺います。

財務省から県が国家公務員宿舎を借り受け、避難指示区域外からの県外避難者に貸し出すセーフティネット住宅について、本年四月になって県は大幅な家賃引き上げを提示しました。高い人では、駐車場料金を含めると月額一万円もの負担増となります。避難者からは生活できないとの悲鳴が上がり、引き上げ中止を求める要望が上がっています。避難指示区域外からの避難者が入居する国家公務員宿舎の使用料引き上げを中止すべきと思います。県の考えを伺います。

財務省は、県に貸し出している公務員宿舎を福島県からの申し出があれば丁寧に対応すると述べました。避難指示区域外からの避難者が入居する国家公務員宿舎の使用継続を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

二年間に限定した県独自の自主避難者向け民間住宅家賃補助制度も今年度で廃止する方針です。今年度は限度額月二万円ですが、これがなくなったら家賃負担が収入の四割も占め、生活できなくなるという世帯もあるなど

不安が広がっています。避難指示区域外からの避難者に対する民間賃貸住宅等の家賃補助を継続すべきです。県の考えを伺います。

共産党県議団は五月、避難自治体を訪問し、首長の皆さんと懇談しました。復興は十年では終わらない、復興関連予算で始めた圃場整備事業が期間内に終わらなければ、多額の農家負担が発生する、子供がいなければ町の未来はないと懸命に子育て支援に取り組んでいるが、財政支援がなくなったら町の未来がなくなる、高齢者の帰還が多い中で医療や介護の減免がなくなったら生活できなくなるなど、財政支援等の継続を求める悲痛な要望が寄せられました。十年間の復興期間後も避難自治体への支援が継続されるよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

昨年からことしにかけて原発事故に関する裁判の一審判決が七件相次いで出され、そのうち五件は国が東電に津波対策の指示が出されていれば今回の事故は防ぐことができたとの国の責任を断罪、東電を相手取った刑事裁判でも同様の証言がありました。そして、全ての判決で国の原子力損害賠償紛争審査会の賠償指針を不十分として追加賠償を認めました。県はこの判決を全ての被災県民の救済に生かすべきです。

しかし、福島県は係争中を理由に一切コメントしない立場をとり続け、被災県民に寄り添おうとしていません。県民からはどっちの立場に立っているのかと疑問と怒りの声が上がっているのです。原発事故関連訴訟の地裁判決において、中間指針を上回る賠償が認められたことから、指針を見直すよう原子力損害賠償紛争審査会に求めるべきと思います。県の考えを伺います。

また、裁判にかわる被災者救済措置として設けられたADRでも、東電が和解仲介案受け入れを拒否していることを理由に、浪江町や飯館村の集団申し立てなどで和解仲介自体をやめるとしたことについて、内堀知事はコ

メントを差し控えたいとしました。浪江町の馬場町長は言語道断だと怒りをあらわにしています。加害者の責任をとらない東電とこれを容認する国の態度は許されず、東電は和解案を直ちに受け入れるべきです。原子力損害賠償紛争解決センターに対し、和解に向けた努力を引き続き行うよう求めるべきですが、県の考えを伺います。

原発事故で重大な被害が継続する県内商工業者のなりわい再建に賠償継続は不可欠です。被害がわかりやすい旅館、ホテル業界は今も事故前の水準には回復しておらず、特に教育旅行は県の助成制度を活用したものの以外はゼロに近いと話す業者もいるなど、深刻な被害が続いています。

県が力を入れるインバウンドでも他県との差は歴然で、全国的なインバウンドの伸び率は事故前との比較で二・七倍に対し、本県では一・〇七倍と、ようやく事故前の水準を回復した程度にとどまっています。

ところが、東電は営業損害賠償を事実上打ち切っている実態が共産党の岩淵友参議院議員の国会論戦で明らかになりました。東電は、営業損害賠償で二倍相当の賠償を払った事業者は請求の四割しかなく、その後の追加賠償請求が六百件提出されたのに、合意したのはわずかに一件しかないということです。しかも、この一件は賠償ではなく移転補償ではないかとの見方もあります。商工業等の営業損害に係る一括賠償後の追加賠償の合意件数が一件という状況について、県の考えを伺います。

事実上の賠償打ち切りが行われており、今後農林業等他にも及ぶことは必ずであることから、この局面で打ち切りをはね返すことは全県民的課題であると思います。

そこで、知事を会長とする県原子力損害対策協議会の全体会議を開催し、現状認識を共有し、賠償継続を求める明確な意思表示を行うべきと考えます。知事の考えを伺います。

お友達のために国政を私物化、安倍総理の関与を隠蔽するために官僚が公文書の改ざん、隠蔽まで行った森友、加計疑惑解明にはふたをし、国民権、議会制民主主義の土台を壊してきた安倍政権は、憲法九条の改定にも執念を燃やしています。

改憲の根拠にしてきた北朝鮮をめぐるっては、史上初の米朝首脳会談が実現、平和の激動が起こっています。日本共産党は四月、六カ国協議の関係国に北朝鮮の非核化と平和構築を一体的、段階的に解決するための書簡を送りました。動き出している流れを歓迎し、確実に進めるためにも、日本政府は今こそ平和憲法に基づく役割を発揮することを求めるものです。

終盤国会で最大の焦点となったのが働き方改革です。労働時間の規制から外れる高度プロフェッショナル制度を導入、月八十時間の過労死ラインを超えて働かせることを容認するともないもので、過労死遺族会からも厳しい批判が出されています。

衆議院でこの法案審議の資料データに重大な誤りが発覚し、撤回、さらに参議院でも不適切データが明らかになるなど、法案自体が審議にたえられないもので、強行採決の繰り返しは許されません。安倍政権が進める働き方改革について、抜本的に見直すよう国に求めるべきですが、県の考えを伺います。

県は、障害者権利条約、障害者差別解消法を基本に、本年中に障がいのあるにかかわらず共生する社会の実現を目指すための基本的な条例と手話の普及のための施策を計画的に推進することを盛り込んだ条例の二つの条例制定を目指しています。

障害者権利条約は、障がい者の全ての人権と基本的自由の実現と促進のため、効果的な政策を実施することを締約国に求めています。新たに制定する障がい者に関する条例において、その理念を確実に実現するため、鳥取

県と同様に必要な措置について知事に意見を述べることができる協議会を設置すべきと思いますが、県の考えを伺います。

また、障がい者に関する施策の財政措置について、努力義務ではなく県の責務であることを条例に明記すべきと思いますが、県の考えを伺います。

障がい者が人間らしく生活する上で移動支援は極めて重要な要素であり、障害者総合支援法に基づく移動支援事業は市町村の必須事業とされています。しかし、この事業は大変狭く捉えられ、映画館や友達に会いに行くなど人間として当たり前の行動を支援対象にしない市町村が多いのが現状です。今国会で改正された新バリアフリー法でも移動の自由という文言は盛り込まれていません。

障がいの有無にかかわらず、共生する社会の実現を目指すための基本的な条例の基本理念に基本的人権として移動の自由を明記すべきと思いますが、県の考えを伺います。

また、他県の手話言語条例には調査研究の規定があります。手話の普及のための施策を計画的に推進することを盛り込んだ条例において、手話に関する調査研究についての規定を設けるべきと思いますが、県の考えを伺います。

障がい者の就労を支援する作業所の運営が危機に瀕しています。国は今年度から障がい者が利用する作業所で最も多い就労継続支援B型で報酬体系に成果主義を持ち込み、障がい者への賃金支払い額に応じた報酬体系を導入しました。これを昨年の実績に当てはめると、全国では七割の事業所が減収になると試算され、既に県内事業所からも年間数百万円の減収になると悲鳴が上がっています。

障がいの程度が比較的重く労働効率が低い障がい者は、事業者が利用受け入れを拒否することも懸念されています。就労に必要な訓練を行う就労継

続支援B型事業所について、県内の実態を把握するとともに、激変緩和措置を含めた報酬体系の見直しを国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

障がい者が子供を産む権利を法律で制限、障がい者の基本的人権を著しく侵害したのが旧優生保護法のもとで行われた強制不妊手術です。我が党もこの事実到的確に対応できてこなかったことをおわびしたいと思います。

わかっているだけで全国では二万五千人、うち一万六千五百人が本人の合意がないままに強制不妊手術が行われたといえます。福島県内では、不妊手術が行われた件数は三百六十六件、その中で残っている審査会資料で名前がわかるのは百二十人と県は報告しています。

障がい者は、お嫁さんになる夢を絶たれた、妊娠できないことを理由に離婚させられたなど怨嗟の声上がり、国を相手取り、謝罪と国家賠償を求める集団提訴も始まっています。

そこで、旧優生保護法に基づき行われた優生手術、いわゆる不妊手術の実態を把握し、被害者への謝罪と補償を行うべきと思いますが、県の考えを伺います。

また、旧優生保護法に基づく優生手術、いわゆる不妊手術を受けた障がい者を支援すべきと思いますが、県の考えを伺います。

大震災と原発事故により、本県は少子高齢化が他県に先駆けて到来しています。その中で市町村は懸命に少子化対策に取り組み始めており、特にここ数年間で一気に前進しているのが学校給食費の補助制度です。

ことし四月の時点では、被災地域児童生徒への特例措置を含めると、県内自治体の半数となる二十九の市町村が何らかの補助を行っており、全額が十二、半額は八、一部補助が九で、ことし四月から新たに実施あるいは改善の見直しを行った市町村は七つに上るなど、急速な広がりを見せていま

す。給食費の補助が子育て支援策として有効であり、保護者の期待が大きいことのあらわれです。

日本一子育てしやすい県を目指す本県は、県内で始まったこの市町村の取り組みを県の事業に引き上げることを検討すべきです。全ての市町村立小中学校の給食費無償化を実現するため市町村を支援すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

避難先で義務教育を再開している学校の児童生徒数は年々減少しつつあり、現在二人という学校もあります。しかし、今の学校で学びたいと子供の声も聞こえています。

そこで、避難市町村が避難先で設置した小中学校は当面存続すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

十八日午前に発生した大阪府北部地震で五人の命が犠牲となりました。この中の二人は倒壊したブロック塀の下敷きとなったもので、九歳の子供は違法建築状態の学校のプールの塀倒壊の犠牲になりました。

学校の塀は耐震点検の対象外とされていたことから、文科省は十九日に点検の通知を出しました。本県は耐震化でもおくれた県となっています。県教育委員会は、公立小中学校の施設における耐震化について、どのように市町村を支援するのか伺います。

また、公立小中学校におけるブロック塀の点検を実施し、安全を確認すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

以上で私の質問を終わります。(拍手)

◎議長(吉田栄光君) 執行部の答弁を求めます。

(知事内堀雅雄君登壇)

◎知事(内堀雅雄君) 宮本議員の御質問にお答えいたします。

東京電力福島第二原発の廃炉についてであります。

福島第一原発の事故が発生した平成二十三年以降、県はもとより、県議会を初め県内の自治体等が国及び東京電力に対し県内原発の全基廃炉を求め、私自身も知事就任以来、さまざまな機会において繰り返し求めてまいりました。

今月十四日、東京電力の小早川社長から私に対して福島第二原発の全号機を廃炉にする方向で具体的に検討するとの表明がなされたことを県として重く受けとめております。

今後、東京電力においては、廃炉に当たつての諸課題を整理、解決しながら、まずは正式に廃炉を判断し、その上で廃炉に向けた取り組みを着実に進めていくべきと考えております。

引き続き、私が先頭に立ち、本県復興の基本理念である原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりを目指し、県民の強い思いである県内原発の全基廃炉の実現に向けた取り組みを着実に進めるよう国及び東京電力に求めてまいります。

次に、原子力損害賠償についてであります。

原子力発電所事故は、福島県全域において県民生活やさまざまな産業に深刻な被害をもたらしました。私は、これまで開催した原子力損害対策協議会の全体会議において直接東京電力に対し、関係団体等の意見を真摯に受けとめ、事故による損害がある場合には賠償を継続すべきこと、原子力災害の原因者としての責任を最後まで果たすべきことなどを申し述べてまいりました。

また、協議会としては、震災以降、幾度にもわたる要望、要求活動を実施し、本年二月には、損害がある限り賠償が継続することを東京電力に改めて確認するとともに、国に対しては、迅速な賠償はもとより、被害者に寄り添った生活や事業の再建策を実施するよう求めたところであります。

引き続き、関係団体、市町村と連携しながら、適時適切な協議会の活動等を通し、被害の実態に見合った賠償が的確になされるよう取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁させますので、御了承願います。

（危機管理部長成田良洋君登壇）

◎危機管理部長（成田良洋君）お答えいたします。

リアルタイム線量測定システムにつきましては、その配置の見直しに当たり、国に対して、市町村や住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら進めるよう繰り返し求めてきたところであり、引き続き除去土壌の搬出完了までの設置継続や風評への影響の懸念などの市町村意見を踏まえ、丁寧な対応を行うよう求めてまいいる考えであります。

次に、原子力施設から発生する廃棄物の再利用の基準につきましては、金属くず、コンクリートの破片及びガラスくずに含まれるセシウム一三四及びセシウム一三七の濃度について、いずれも一キログラム当たり百ベクレル以下と定められております。

（企画調整部長櫻井泰典君登壇）

◎企画調整部長（櫻井泰典君）お答えいたします。

柏崎刈羽原発につきましては、東京電力福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に、国及び東京電力の責任において検討されるべきものと考えております。

県といたしましては、福島第一原発の廃炉作業と福島第二原発の廃炉に向けた取り組みを着実に進めるよう国及び東京電力に求めてまいります。

次に、エネルギー基本計画につきましては、現在国において検討が進められておりますが、エネルギー政策は、東京電力福島第一原発事故の現状と

教訓を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に、国の責任において検討されるべきものと考えております。

県といたしましては、原子力に依存しない社会づくりという本県復興の基本理念のもと、県内原発の全基廃炉の実現と再生可能エネルギーの飛躍的推進に取り組んでまいっている考えであります。

次に、福島イノベーション・コースト構想につきましては、復興ビジョンの基本理念の一つである原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりに向けた新たな産業の創出に必要な取り組みであります。本構想に基づく施策等を有効に活用し、雇用の創出や地元企業との連携など地域経済やなりわいの再生に結びつけ、避難者の生活再建や避難地域の復興再生が実現できるようにしっかりと取り組んでまいります。

(生活環境部長大島幸一君登壇)

◎生活環境部長(大島幸一君) 答えいたします。

八千バクレル以下の除去土壌を再生利用の対象とする国の考え方につきましては、再生利用先を管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等における盛り土等の構造基盤の部材に限定し、適切な遮蔽厚の確保や継続的な維持管理を行うことにより作業員や周辺住民等の追加被曝線量を一定の基準以下に抑えるという方針のもとに、再生利用可能な放射能濃度の上限等を示しているものと認識しております。

次に、除去土壌の再生利用につきましては、国では放射能濃度が低い土壌の再生資材化に関し、安全性を確認し、管理方法を検証するための実証事業を行うとしております。

県といたしましては、実証事業や除去土壌の再生利用については、安全性の確保はもとより、住民、さらには国民的な理解が極めて重要であることから、国に対して丁寧に対応するよう求めているところであります。

(保健福祉部長佐藤宏隆君登壇)

◎保健福祉部長(佐藤宏隆君) お答えいたします。

県外避難者の心のケアにつきましては、現在十都道府県の臨床心理士会等に委託して相談窓口を設置するなど、相談支援に取り組んでいるところがあります。

今年度は、被災市町村と連携し、心のケアが必要な方を専門知識を持った看護師等が個別に訪問し、その場で相談に応じるほか、状況に応じて県外の相談窓口や避難先の保健所等の支援へつなげる新たな取り組みを行うこととしており、県外避難者の心のケア対策の一層の充実に努めてまいります。

次に、新たに制定する障がい者の条例に関する協議会につきましては、福島県障がい者施策推進協議会、福島県自立支援協議会及び同協議会障がい者差別解消支援部会において意見を伺いながら条例制定の作業を進めているところであります。今後も、より丁寧に各方面からの意見を伺ってまいります。

次に、障がい者に関する施策の財政措置につきましては、条例に定める施策を推進するために必要な財政上の措置に関する規定を条例に盛り込むこととしております。

次に、障がいのある方の移動の自由につきましては、条例の基本理念の中に障がいのある全ての方はあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるべきであることを盛り込む方向で検討しており、移動の自由はその中に含まれるものと考えております。

次に、手話に関する調査研究の規定につきましては、当事者や関係団体等のほか、今後実施するパブリックコメントの意見等も踏まえながら検討してまいります。

次に、就労継続支援B型事業所につきましては、本年四月の報酬改定で平均工賃の額により市町村から事業所に支払われる給付費が改定前より増減するものと認識しております。

このため、まずは県内事業所の報酬改定前後での収益の増減や平均工賃への影響等を調査し、実態把握と増減要因の分析を行うべきものと考えており、その分析結果を踏まえ、国への要請等を検討してまいります。

（商工労働部長橋本明良君登壇）

◎商工労働部長（橋本明良君）お答えいたします。

働き方改革につきましては、昨年三月に国の働き方改革実現会議において決定された働き方改革実行計画に基づき、長時間労働の是正や雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等に向けた働き方改革関連法案が今国会で審議されているところであり、今後の動きを注視してまいりたいと考えております。

（原子力損害対策担当理事安齋浩記君登壇）

◎原子力損害対策担当理事（安齋浩記君）お答えいたします。

原子力損害賠償の指針につきましては、これまで原子力損害賠償紛争審査会に対し、現地調査などを通して本県の現状をしっかりと把握するとともに、適時適切な見直しを行うよう求めてきたところであります。

引き続き、個別具体的な事情への対応を含め、被害者の立場に立った賠償が的確になされるよう取り組んでまいります。

次に、原子力損害賠償紛争解決センターにつきましては、賠償請求に係る紛争について、中立、公正な立場で和解を仲介し、簡易かつ柔軟な手続で解決を図っているものと認識しております。

今後とも、紛争解決センターによる紛争の円滑、公正な解決を含め、被害者の実情に応じた賠償がなされるよう取り組んでまいります。

次に、商工業等の営業損害につきましては、これまで原子力損害対策協議会の要求活動を実施し、東京電力に対し、損害がある限り賠償を継続することを改めて確認するとともに、個別具体的な事情を丁寧に伺いながら的確かつ迅速に賠償を行うよう強く求めてまいりました。

引き続き、事業者の立場に立った賠償がなされるよう取り組んでまいります。

(避難地域復興局長金成孝典君登壇)

◎避難地域復興局長(金成孝典君) 答えいたします。

避難者の実態調査につきましては、ことし四月から五月にかけて実施した国の実態調査を初め国、県、市町村共同による住民意向調査などを実施しているほか、避難指示の有無にかかわらず、復興支援員による戸別訪問や生活再建支援拠点での相談対応などにより避難者の個別課題の把握に努めているところであり、今後も避難者の生活再建につなげてまいる考えであります。

次に、避難指示区域外からの避難者が入居する国家公務員宿舎の使用料につきましては、国家公務員の使用料と同額としており、国における使用料の見直しに合わせて本年四月に引き上げたものであります。

入居者に対しては、昨年末に今年度の使用料が増額となることを事前にお知らせし理解を求めてきたところであり、引き上げの中止は困難であると考えております。

次に、国家公務員宿舎の使用につきましては、避難指示区域外からの避難者に対する平成二十九年三月末の応急仮設住宅の供与終了に伴い、当該宿舎に入居している住宅確保の見込みが立っていない避難者に新たな住まいを確保していただくため、国と協議の上、二年間の経過措置として実施しているものであります。

引き続き、この期間内に避難者が新たな住まいへ円滑に移行できるよう支援してまいります。

次に、民間賃貸住宅等の家賃補助につきましては、避難指示区域外からの避難者に対する応急仮設住宅の供与終了後も避難生活の継続が必要な世帯に対し、円滑な生活再建を図ることができるよう、二年間の経過措置として実施しているものであり、来年度以降の継続は困難であると考えております。

次に、避難自治体への支援につきましては、住民がふるさとで安心して生活できるよう必要な生活環境整備を進めるため、国への要望活動を通じ、福島再生加速化交付金等の財源確保に努めてきたところであります。

今後も避難自治体が復興をなし遂げるため、十二市町村の将来像実現に向け、復興・創生期間後も含め、必要となる財源を確実に確保するよう国に求めてまいります。

（こども未来局長須藤浩光君登壇）

◎こども未来局長（須藤浩光君）お答えいたします。

旧優生保護法に基づき行われた優生手術につきましては、現在各医療機関や障がい者施設等へ資料の保全を依頼しており、県において氏名が確認できる方については、個人情報保護条例等に基づき、情報開示を行うこととしております。

今後とも国における救済措置等の動きを注視するとともに、優生手術を受けられた方に寄り添いながら対応してまいります。

次に、優生手術を受けられた障がい者への支援につきましては、現在県子育て支援課に相談窓口を設置し、優生手術を受けられた方などからの相談を受け付けているところであり、相談者の状況に十分配慮しながら丁寧に対応してまいります。

(教育長鈴木淳一君登壇)

◎教育長(鈴木淳一君)お答えいたします。

市町村立小中学校における給食費につきましては、学校給食法により保護者が負担することとされており、そのあり方については学校の設置者である市町村が判断すべきものであります。

また、いわゆる要保護、準要保護及び被災児童生徒に対しては、保護者が負担する給食費への支援が行われていることから、県教育委員会による支援については困難であると考えております。

次に、被災市町村が避難先に設置した小中学校の存続につきましては、設置者である市町村が判断するものであります。

県教育委員会といたしましては、避難先で学校を存続する場合においても引き続き必要な支援を行ってまいります。

次に、公立小中学校の施設の耐震化につきましては、昨年四月一日現在における耐震化率は九四・一％となっており、その後も一定の進捗が見られております。

県教育委員会といたしましては、引き続き市町村が行う耐震化事業が着実に進むよう、職員が出向き、国庫補助事業の活用などの相談にきめ細かに対応するなど、取り組みを支援してまいりたいと考えております。

次に、公立小中学校におけるブロック塀の点検につきましては、大阪府北部の地震による倒壊事故を受け、各市町村教育委員会に対し、安全点検を実施し、速やかな対策を講じるよう依頼したところであります。

今後は、学校と保護者や関係団体等との連携を促し、通学路の安全点検を行うとともに、児童生徒に対する安全教育を徹底するなど、ハード、ソフトの両面から児童生徒の安全確保に努めてまいります。

◎二十五番(宮本しづえ君)再質問いたします。

最初に、知事に伺います。

私は、第二原発の廃炉が七年三カ月、ここまでおこなわれてきた要因の一つに福島県の姿勢、知事の原発にかかわる姿勢があったのではないかとこのことで、知事の認識を伺いました。しかし、この点についての知事の明快な答弁はありませんでした。

第二原発の廃炉というのは、福島復興の大前提をなす問題です。そして、国も東電も廃炉と復興はばらばらに実は扱われてきたという経過があると思うのです。しかし、去年の三月で帰還困難区域を除く避難指示区域が解除されても、全体の避難指示区域の戻った割合は二割、こういう状況にとどまっているわけです。

廃炉の明言がおこなわれてきた、これが復興のおこなわれにもつながってきているのではないかとこのふうには私は思っております。今後廃炉を進めるためにも、今知事が原発に対する知事としての姿勢を明確に示すべきだということに思うのです。その中には、当然東電がやろうとしている柏崎刈羽原発の再稼働も含まれるわけです。そういうことについて、これは他県のことだから言わないということでは本当に福島復興が進むのかという問題があるし、本気で第二の廃炉ができるのかという問題もある。

全国の再稼働に対して、県民は圧倒的にもうやるべきではないということをお求めている。こういう原発の再稼働について知事が明確な立場をしつかり示していくことが今後の福島の復興を進め、第二原発の廃炉を推進する、その保証ではないかということのふうには考えますので、この点で改めて知事の認識を問いたいと思います。

そして、賠償の継続についても、私は知事の答弁も、それから担当理事の答弁も、思うのですけれども、やはり危機感がないです。しかし、商工業の関係団体、経済団体はかなり危機感を持ってこの問題を受けとめていま

す。

追加賠償の請求が六百件もあったのに一件しか賠償されていない、これは異常な事態だと捉えるべきなのです。だからこそ、今のこの事態に危機感を持って、全体会も開いてしっかり賠償の継続を求めるという意思表示を県として県民一体で取り組むべきではないか、これはまさに全県民的な課題なのだとということで、だから全体会の開催をすべきだと知事に求めました。

しかし、全体会の開催についての答弁はありません。今までの答弁の繰り返しです。危機感がないから、こういう状況になる。

私は先日、旅館ホテル生活衛生協同組合の総会に伺って、理事長さんともお話をいたしました。福島市の旅館の組合の理事長さんともお話をいたしましたけれども、これはもう大変な事態だというふうにみなさん口をそろえておっしゃっているのです。それなのに県民を代表する県がそういう認識に立たなければ、これは賠償の継続を本気でやらせる気があるのかというところが問われても仕方がない、そういう問題なのだというふうに思います。この点で本当に危機感を持って取り組む意思があるのかどうか、改めて知事の認識を問いたいと思います。

それから、モニタリングポストの撤去についてですけれども、これは丁寧な説明が必要だと。それは当然ですけれども、危機管理部長にモニタリングポストの撤去について伺います。

全ての市町村から意見を聞いたわけだけでも、私も意見を見ました。この首長さんもまだそんな時期じゃない、まだ埋まっているのに、中間貯蔵に持って行ってないのに何で撤去しちゃうんだと、これが圧倒的な首長さんの声であり、県民の声なのです。

そのときに、丁寧に対応すればいいというスタンスだけではなくて、まだ

その時期ではないんだと。まだというのも問題がありますから、やるべきではないんだ、そういうスタンスで国にしっかりと対応を求めていく必要があるのではないかと。この点で、改めて部長の認識を伺いたいと思います。

◎知事（内堀雅雄君）宮本議員の再質問にお答えいたします。

私は知事就任以来、国及び東京電力に対して県内原発の全基廃炉を幾度も幾度も求めてまいりました。先日、社長から福島第二原発の全号機を廃炉にする方向で具体的に検討するとの表明がなされたところであります。

今後、県民の強い思いである県内原発の全基廃炉の実現に向け、福島第二原発の廃炉に当たつての諸課題を整理、解決しながら、正式に廃炉を判断し、その上で廃炉に向けた取り組みを着実に進めていくよう東京電力に求めてまいります。

原子力損害賠償につきましては、これまで東京電力に対し、原子力災害の原因者としての責任を最後まで果たすよう繰り返し要求してきたところであり、

今後とも国及び東京電力に対し、適時適切な協議会の活動等を実施をして、被害の実態に見合った賠償が的確になされるよう取り組んでまいります。

◎危機管理部長（成田良洋君）再質問にお答えいたします。

リアルタイム線量測定システムについてでございますが、市町村意見の中ではやはり多かったのは、御指摘がありました除去土壌等の搬出完了まで設置を継続してほしいというような意見でございますが、この件につきましては、県としても文書で国のほうに求めたところでございます。

引き続き、市町村や線量システムを目にしている住民の意向を十分に踏まえながら、理解を得ながら進めるよう求めてまいります。

◎二十五番（宮本しづえ君）再々質問いたします。

今の知事の答弁の中で、特にこの賠償の問題で何度聞いても全体会を開く

とはおっしゃらない。これは結果的に今もう県民の切り捨てが行われているという事態を容認するということにつながるのではありませんか。それでもいいということになってしまっているのではないか。そういう捉え方でいいのでしょうか。改めて知事の認識を問いたいと思います。

それから、生活環境部長に除去土壌の再生利用について伺いたいと思います。

原発事故の前は、原子炉等規制法に基づいて、原子力施設から外に出て再利用できるその基準は百ベクレル、先ほどお答えいただいたこの基準しかなかったわけです。ところが、この事故後、除去土壌の再利用の考え方として八千ベクレルという基準が示されたわけです。これは事故前の基準の八十倍に当たるわけです。この基準がなぜ出てきたのかというのが余り明確にされていません。

この基準が議論されてきたのは、事故の当時、その年の六月に国の検討委員会が開かれていて、そこに県もオブザーバーとして参加をしております。当時の生活環境部の次長が「八十倍にも基準が緩和されている。この根拠がどこにあるのか。そして、本当にそれが安全な基準なのかどうか、根拠を県民に説明しなければ県民は理解しない。納得はしないんじゃないか。」と懸念を表明していたのです、当時は。

今除染をやっていますけれども、除染の目安は国際放射線防護委員会 ICRP が示す年間一ミリシーベルト、通常の基準です。この通常の基準に基づいて、除染も〇・二三マイクロシーベルトを目安にして除染が行われてきた。事故前の通常的环境を取り戻すための努力が今行われているわけです。

ところが、せっかく除染をして、その除染で出た除去土壌の再生利用は通常範囲の八十倍にもなるような基準で再生利用してもいいのだというの

が突然国から示されて、これが今再利用の基準として用いられて、これで実証事業もやられようとしていると、こういう状況なのです。

ですから、県民がこれはおかしいと、納得できないという声を上げるのは当然だし、それなりの根拠があると私は思うのです。だから、国のやることは何でも受け入れるのはしようがない、いいのだというような考え方は、県民の理解と納得は得られないというふうに思うのです。ここでしっかり事故前の通常の生活環境を取り戻すのだ、除染で出た土壌をわざわざばらまくようなことは福島県は認めない、しかもその基準は八十倍にもなる、こんな基準は認められないのだと、こういう立場で明確に国に求めていくというのがあの事故のその年に県が持っていたスタンスだったと思うのです。

ですから、そこに立ち返って、この問題も認められないという立場を明瞭にすべきではないのかというふうに思いますので、改めて部長の答弁を伺いたいと思います。

それから、障がい者の問題ですけれども、移動の自由というのは基本的な人権の中に含まれるという認識が示されました。保健福祉部長に伺いますが、これは当然基本的な人権なのですが、特にこの移動にかかわる支援にさまざまな考え方の違いが持ち込まれていて、かなり市町村によって対応に違いがあるというのが実はこの事業なのです。

ですから、障害者権利条約で言われている基本的な人権の重要な要素として特出しをして、これは理念の中に明記する必要がある。実態との関係でそういう必要があるのではないかという問題提起を私はさせていただいておりますので、この観点でもう一度部長の答弁を伺いたいと思います。

◎知事（内堀雅雄君） 宮本議員の再質問にお答えいたします。

原子力発電所事故による損害については、協議会の活動等、あらゆる機会

において国及び東京電力に被害の実態に見合った賠償を求めてきたところ
であります。

引き続き、関係団体等と連携をしながら、適時適切な協議会の活動等を通
し、事業者を初めとする被害者への賠償が的確になされるよう取り組んで
まいります。

◎生活環境部長（大島幸一君）再質問にお答えいたします。

原子炉等規制法に基づくクリアランス基準が再生利用した製品について制
約のない自由な流通が認められる基準であるのに対しまして、除去土壌の
再生利用可能な放射能濃度につきましては、利用先を公共事業等に限定を
いたしまして、適切な遮蔽厚の確保等を行うことを前提にしている基準で
ありまして、前提となる条件が異なっているものと理解しております。

なお、除去土壌の再生利用につきましては、安全性の確保はもとより、住
民、さらには国民的な理解が極めて重要であるというふうに思っております。
国に対して引き続き丁寧な対応を求めてまいります。

◎保健福祉部長（佐藤宏隆君）再質問にお答えいたします。

移動の自由の表現、こういったものを明確に条例の中に盛り込むべきであ
ると。その前提といたしまして、各市町村における移動の自由を確保する
ための施策に温度差がある。それを均てん化するために、促すためにとい
うような御指摘でございます。

この条例の中、共生する社会の実現を目指すための条例というふうに申し
上げますが、この条例の中で目指しておりますのは、先ほど答弁でも申し
上げましたように、障がいのある全ての方があらゆる分野の活動に参加す
る機会を確保するという理念でございまして、それを実現するための方策、
各市町村における方策を促すという意味もこの中には含まれているという
ふうに考えております。